

第 71 号議案

個人情報保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備について

個人情報保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 11 月 30 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）による個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の一部改正等により、個人情報保護に関する規律が同法に一元化されることに伴い、関係条例の整備をしたいので、この案を提出するものである。

個人情報保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例

(豊後大野市情報公開条例の一部改正)

第1条 豊後大野市情報公開条例（平成17年豊後大野市条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「豊後大野市情報公開審査会」を「豊後大野市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第7条第2号中「であって、」の次に「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により」を加える。

第8条第2項中「特定の個人を識別することができることとなる」を「氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の」に、「含まない」を「含まれない」に改める。

第12条第1項中「起算して15日」を「30日」に改め、同条第2項中「45日」を「30日」に改める。

第19条第1項中「豊後大野市情報公開審査会」を「豊後大野市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

「第2節 豊後大野市情報公開審査会」を「第2節 豊後大野市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第22条の見出し及び同条第1項中「豊後大野市情報公開審査会」を「豊後大野市情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問された審査請求について調査審議すること。

第22条第4項中「2年」を「3年」に改める。

第23条第1項前段中「公文書」の次に「又は保有個人情報（個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報をいう。以下同じ。）」を加え、同項後段中「公文書」の次に「又は保有個人情報」を加え、同条第3項中「情報」の次に「又は保有個人情報に含まれている情報」を加え、同条第4項中「審査請求人、」を「第20条の規定による通知を受けた審査請求人若しくは」に改める。

(豊後大野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 豊後大野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成

17年豊後大野市条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表個人情報保護審査会委員の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の豊後大野市情報公開条例に基づく豊後大野市情報公開審査会の委員である者は、この条例の施行の日に、第1条の規定による改正後の豊後大野市情報公開条例(以下「新条例」という。)に基づく豊後大野市情報公開・個人情報保護審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第22条第4項の規定にかかわらず、豊後大野市情報公開審査会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、新条例第22条第4項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

(豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表情報公開審査会委員の項中「情報公開審査会委員」を「情報公開・個人情報保護審査会委員」に改める。